

証券取引委員会の委員長の互選等に関する政令を改正する政令を  
ここに公布する。

御名 御 鑑

昭和二十三年 月 日

内閣総理大臣 芦 田 均

裏面白紙

裏面白紙

政令第 号

証券取引委員会の委員長の互選等に関する政令を改正する政令  
内閣は、証券取引法一昭和二十三年法律第二十五号一に基き、ここに証券取引委員会の委員長の互選等に関する政令一昭和二十三年政令第百三号一を改正する政令を制定する。

第一條 証券取引委員会の委員長及び委員の報酬に関する政令  
一万七千円の俸給を給する。

第二條 証券取引委員会の委員長及び委員の俸給その他の報酬に關し  
は、前條に定めるものを除く外、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律一昭和二十三年法律第五十五号一の規定の例による。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

大 蔵 大 臣 北 村 徳 太郎  
内 閣 総 理 大 臣 廣 田 均

理由

証券取引委員会の委員長及び委員の報酬に関しては、その職務の特殊性に顧み、且つ、一般政府職員の給与との格差をも考慮して所要の改善をなす必要があるからである。

裏面白紙